次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十項及び第十一項の規定に基づき、令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十項に規定する総務大臣が指定する区間並びに令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。<br>令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十項に規定する総務大臣が指定する区間は、次表の上欄に掲げる区間とし、令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する法人は、同表の上欄に掲げる区間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる法人とする。<br>［表略］ | 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十一項及び第十二項の規定に基づき、令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する区間並びに令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十二項に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。<br>令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する区間は、次表の上欄に掲げる区間とし、令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十二項に規定する総務大臣が指定する法人は、同表の上欄に掲げる区間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる法人とする。<br>［表同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○総務省告示第百四十八号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第三項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第百九十九号（地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 地方税法附則第五十一条第三項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。 | 地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。 |

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○総務省告示第百四十九号**

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、令和八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

| | |
| --- | --- |
| 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合 | ○・八○ |
| 営業用バスの標準軽油使用量 | 一○、○二○リットル |
| 営業用トラックの標準軽油使用量 | 一二、三五○リットル |